

労働保険料申告書の記入が終わったら、このチェックポイントで、もう一度確認ください。例年、申告後に申告漏れや申告誤り等が確認されていますのでご注意ください。

チェック

- 労務費率により保険料を算出する場合、請負金額から消費税額が除かれていますか?
※平成27年4月1日以後に開始した工事のみ、上記の取扱となります。
- 元請負工事で令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日)に終了した工事が漏れていませんか?
- 下請負工事を誤って申告していませんか?
- 令和7年3月31日までに終了していない工事を誤って申告していませんか?
- 一括有期事業の対象とならない工事・事業を誤って申告していませんか?
※一括有期事業として扱われる工事・事業の要件はP.12を参照してください。
- 事業の種類の区分に誤りはありませんか?(P.38～39の「労災保険率適用事業細目表」で確認して下さい。)
- 事業の種類が異なる工事はそれぞれ別葉で記入していますか?
- 平成27年3月31日以前に開始した工事の申告がある場合、事業開始時期ごとに区分して記入していますか?
- 平成27年3月31日以前に開始した工事について、労務費率により保険料を算出する場合、請負金額に消費税が含まれていますか?
- 請負金額及び賃金総額について、一括有期事業報告書からの転記ミスはありませんか?
- 一般拠出金欄の記入漏れはありませんか?
※平成19年4月1日以降に開始した工事のみ、一般拠出金の申告の対象となります。
- 常時使用労働者数(④欄)は記入しましたか?
- 労災保険率の適用に誤りはありませんか?
- 賃金総額(⑧・⑫欄)について、1,000円未満は切り捨てられていますか?
- 保険料・一般拠出金額(⑩・⑭欄)について、1円未満は切り捨てられていますか?
- 概算保険料が20万円未満なのに、延納の申請をしていませんか?
- 概算保険料の延納を希望する場合に、延納の申請(⑯欄)に“3”を記入していますか?
- 法人番号(⑳欄)を記入しましたか?(既に印字されている場合、改めての記入は不要です。)
- 事業の廃止をする場合、事業廃止等年月日(③欄)及び事業廃止等理由(㉔欄)が記入されていますか?

〈支払い賃金により保険料を算定した工事がある場合、以下の項目も確認してください〉

- 賞与、その他臨時の賃金の算入漏れはありませんか?
- 通勤手当等の交通費(非課税分、現物支給の定期代等を含む。)の算入漏れはありませんか?
- パート・アルバイトなど短時間労働者の賃金の算入漏れはありませんか?
- 季節労働者の賃金の算入漏れはありませんか?
- 日雇労働者の賃金の算入漏れはありませんか?
- 年度途中退職者の賃金の算入漏れはありませんか?
- 下請負人に使用される労働者の賃金の算入漏れはありませんか?
- 同居の親族など、労働者ではない方への賃金を誤算入していませんか?
- 事業の代表者や法人の役員への役員報酬を誤算入していませんか?